

公 募 說 明 書

科 学 警 察 研 究 所

項目及び構成

1. 公募に付する事項
2. 内容
3. 参加資格
4. 参加申込要領
5. 参加申込者の義務
6. 参加意思確認書の提出期限等
7. 仕様書等の交付、仕様に関する資料の提出
8. 人権尊重の取組
9. その他

1 公募に付する事項

本件は、下記参加資格を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

2 内容

仕様書による

3 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募公告に記載している「資格の種類」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 本件を履行可能と証明できる書類を提出することができる者であること。

4 参加申込要領

(1) 参加申込者に要求される事項

ア この公募に参加を希望する者は、公募公告、公募説明書及び契約書（案）を熟読の上、申し込まなければならない。この場合において、公募説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

ただし、参加申込締切後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 契約書（案）の内容を遵守できることを前提に申し込みすること。

ウ この公募に参加を希望する者は、参加意思確認書を提出すること。

エ 提出資料等に虚偽の記載をした者及び6の参加申込者の義務を守れなかった者は、申込みを無効とする。

オ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された書類を公募参加資格の確認以外の用途で、提出者に無断で使用することはない。

キ 受領した書類は返却しない。

ク 受領した書類の差替及び再提出は認めない。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項

公募参加者は、参加意思確認書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の申込みを無効とする。

5 仕様書等の交付、仕様に関する資料の提出

- (1) 仕様書等の交付は申し込みの誘因があった際に交付する。
- (2) 仕様に関する資料は、「参加意思確認書」に添付し、提出すること。

6 参加申込者の義務

- (1) 交付した仕様書等を複製してはならず、返却しなければならない。

- (2) この公募の参加にあたり、科学警察研究所から提供した情報及び仕様書等一切の書類について、第三者に開示・漏洩してはならない。
- (3) 交付した書類の取り扱いには十分に注意すること。
- (4) 科学警察研究所担当者が求める説明及び文書の提出の要求に対して速やかに対応すること。

7 参加意思確認書の提出期限等

- (1) 参加意思確認書の提出期限
公募公告のとおり
- (2) 参加意思確認書の提出場所
〒277-0882 千葉県柏市柏の葉6丁目3番1
科学警察研究所総務部会計課調度係
電話番号 04-7135-8001 (代表)
郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日までに必着すること。

8 人権尊重の取組

入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 問い合わせ先
科学警察研究所総務部会計課調度係
04 (7135) 8001 内線2266

契 約 書

科学警察研究所（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、
次のとおり保守契約を締結する。

- 1 契約事項 ●●
- 2 対象機器及び内容
 - (1) 対象機器 別紙1「仕様書」のとおり
 - (2) 内 容 別紙1「仕様書」のとおり
- 3 契約金額 ￥●●●.-
(保守料金) うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥●●●.-
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）
第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第
72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約保証金 徴収免除

(目的)

第1条 乙は、本契約書に定める条件に従い、表記対象機器（以下「機器」という。）が常
時最良な状態で稼働できるよう保守を行い、甲はその対価として第3条に規定する保守
料金を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記
契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

(保守料金)

第3条 保守料金は、別紙2「保守料金表」のとおりとする。

(保守料金の改定)

第4条 物価の変動その他の理由により保守料金を改定しようとする場合は事前の通知に
より、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(保守及び確認)

第5条 乙は、機器が常時正常な状態で稼働するよう保守を行うものとする。

2 乙は、本契約における保守方法等についてあらかじめ甲の承認を得るものとし、機
器に障害が生じた場合は、甲の業務に支障をきたさないように可及的速やかに最良な
状態に回復させなければならない。

なお、これに要する費用は、次の各号に掲げる場合を除き、乙の負担とする。

- (1) 天災地変その他これに類する災害による障害の場合
- (2) 甲の故意又は取扱上の重大な過失による障害の場合
- (3) 乙又は乙の指定した代理店以外の者による装置の改造、改竄が行われたことによ
って生じた故障の場合

(保守料金の請求)

第6条 乙は、本契約書の定めるところにより本業務を完了し、甲の係官による作業報告

書の確認を受けた後、第3条に規定する保守料金を甲に請求するものとする。

(保守料金の支払)

第7条 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な請求書を受領した日から、30日以内（以下「約定期間」という。）に保守料金を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に保守料金を支払わない場合、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、保守料金に対し契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第9条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第10条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の

全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けべき事由を生じた場合
 - ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第11条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第18条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として契約金額のうち、履行がされていない部分に相当する金額の100分の10を乗じて計算した金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第11条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第13条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第10条第4項、第12条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第10条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

- 第14条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
 - 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
 - 4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
 - 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

- 第15条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、千葉地方裁判所のみとする。

(秘密の保持)

第16条 甲乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第17条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第18条 暴力団排除に関する条項については、別紙3「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第19条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第20条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県柏市柏の葉6丁目3番地1
支出負担行為担当官
科学警察研究所総務部会計課長

乙

仕 様 書

保守料金表

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当

該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
科学警察研究所総務部会計課長 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、当該契約の履行に際し、当社の再委託先が科学警察研究所に対して損害を与えた場合は、当社が一切の責任を負います。

記

契約件名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する下請負の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- 再委託の相手方の会社概要
- その他指示する書類

再委託承認書

審査結果	承認 ・ 非承認
理由	

申請のあった再委託について審査した結果は、上記のとおり。

令和 年 月 日

千葉県柏市柏の葉6丁目3番地1
支出負担行為担当官
科学警察研究所総務部会計課長

保守料金表

品名及び規格	単位	数量	単価(税込み)	金額(税込み)
●●保守	式	1		

保守期間	単価	消費税額	合計金額
令和8年4月1日～令和9年3月31日			
合計金額	0	0	0